

Beyond

ASAHI
Research Institute

2026. 4

vol.64

会計処理の自動化から始める DX

あさひ総研

役員賞与と事前確定届出

賞与・退職金の「給与化」とは？ 制度見直しの実務ポイント

期限まであと5年 SDGsの現在地

認定法改正後の公益法人決算変更ポイント

Focus

株式会社 XMAT

News

あさひ通信

第248回 再び“知覧”

INFORMATION



CONTENTS

会計処理の自動化から始める DX

あさひ総研

- 01 ・事業承継
役員賞与と事前確定届出
- 02 ・労務
賞与・退職金の「給与化」とは？ 制度見直しの実務ポイント
- 03 ・経営
期限まであと5年 SDGsの現在地
- 04 ・公益法人
認定法改正後の公益法人決算変更ポイント

Focus 株式会社XMAT

News

あさひ通信 第248回 再び“知覧”

INFORMATION

[Beyond] について

企業を取り巻く環境は、DX化、人口構造の激変、AIやロボティクスをはじめとしたテクノロジーの進展により、これまで経験したことのない状況に遭遇しています。これまでの業界の常識や前提は通用しない時代、従前の枠を超えた思考が必要な時代になっていると感じます。あさひグループではこれまでの会計事務所の枠を超えて、経営者の皆様に役立つ情報を提供、活用頂きたいという思いを込めて『Beyond』を発刊いたします。

会計ソフト機能のフル活用を



会計処理の自動化から始める DX

統括代表社員 田牧 大祐

(株)ASAHI Accounting Robot 研究所は、2019年の設立以来7年間、会計仕訳の手入力を一度も行っていない。仕訳の手入力をしていない日本初の会社であると考えている。設立時の一番初めに行う資本金の会計処理も自動で行った。現在、エンジニアが30名、取引先企業が350社を超える。仕訳件数は1万9000件に上るが、会計ソフトへの手入力はない。通常、職員数が30名規模となると、経理の入力担当者が1~2名はいるのであるが、経理担当者は配置していない。

すべての仕訳は、クラウド会計ソフトの連携、取込機能を使って、自動処理をしている。もちろん、会計科目の修正など、入力済みのものを訂正することはあるが、一から入力することはない。設立時に「ロボ研は、日本初の人が仕訳入力しない会社です」と宣言し、“仕訳入力”はしないと決めてスタートしたのである。

具体的には、売上計上の会計処理は請求書の発行より自動で行われ、仕入や外注費や各種経費は請求書のアップロードか銀行API連携^{*1}により自動で行われる。売掛金の入金時の消込処理は、銀行API連携された入金額と請求書発行時の金額の近似マッチング機能により、確認ボタンで消込の会計処理が行われ、給与計算ソフトも連携機能により給与関係の仕訳が行われる。

現在、会計ソフトには、API連携、データ取込に加え、請求書アップロードによるAI仕訳機能も搭載されている。もちろん、一部料金負担はあるものの、1件ずつ、

PC画面で入力するよりコストパフォーマンスはずっとよい。すでに機能搭載されているのであるから、利用は難しい。自社で会計処理をされている企業においては、ぜひ、会計ソフトの機能を再確認し、自動処理をおすすめしたい。

では、経理業務の先には何があるか。BI^{*2}により財務データと非財務データを可視化すれば、有用な分析データが上がる。顧客分析、商品分析、生産性分析、時間単価分析など経営判断の貴重な資源となる。効率化の先は、攻めのデータ活用へ。従来の経理職員はBI活用のための人材にもなる。例えば、Microsoft Power BIで、財務データと社内の様々な部署にある各種Excelを連携、経営判断のための視覚的な分析レポート、経営ダッシュボード化することも可能だ。

経理部門を攻めのデータ活用部門へと変化させることができる。まずは時間の創出に向けて仕訳の自動化を始めていただきたい。

^{*1} 外部システムとの連携や機能を呼び出す仕組みをいう。アプリケーション・プログラミング・インターフェースの略

^{*2} 企業のデータを収集・分析・可視化し、意思決定に活用するとともに、社内で共有できる仕組み、プラットフォーム化をいう。ビジネス・インテリジェンスの略。



5月、6月は3月決算会社の定時株主総会が集中する時期です。定時株主総会では決算承認や配当決議、役員改選が行われるのが一般的ですが、このほかに役員報酬の改定も重要な議事の一つです。

中小企業では毎月同額の役員報酬が支払われるのが通常ですが、その他に役員賞与を決定することも可能です。役員報酬は原則的には損金となりませんが、要件を満たすことで損金になりますので、その要件が重要です。

本稿では役員賞与について解説します。

<役員賞与と利益処分>

法人税法では、役員賞与は株主に帰属する利益を、株主の承認により支給するものであり、損金とは認められないという考え方をとっています。この考え方は会社法の前身である旧商法でも同様で、役員賞与は会社の利益処分であり、当時の会計においても同様の考え方をしていました。しかしながら現会社法が施行され、役員賞与は利益処分ではなく職務執行の対価として整理され（会社法 361 条）、それを受け、会計上も費用計上する流れになりました（企業会計基準委員会報告 実務対応報告 第 13 号 H16.3.9）。なお税務においては、引き続き役員報酬を原則として要件を満たさない限り損金不算入としています。

<役員賞与が損金要件を満たすために>

役員賞与を事前確定届出給与として支給すると、役員賞与が損金として認められます。

事前確定届出給与とは、その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与で、事前確定届出給与に関する届出をしている場合のその給与をいいます。^{*}

いくつかポイントがあります。

◆ポイント①

「所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて」未払等は認められず、届け出た支給時期と支給金額で支給しなかった場合は損金になりません。支給金額が足りなくても、多すぎても、違う日に支給しても、です。また確定額なので変動額で届出することもできません。

役員賞与と事前確定届出

◆ポイント②

「役員の職務つき」

事前確定届出給与は、役員の職務執行の対価（通常は定時株主総会から次の定時株主総会）として支給されるものです。過去の職務の貢献について支給するような役員賞与は事前確定届出給与にできません。そのため、職務執行期間以前の職務執行に対して支給するような賞与規定等の取り決めがあり、それに基づき役員賞与を支給している場合は損金不算入になります。

◆ポイント③

「事前確定届出給与に関する届出をしている場合」

届出を必ず出す必要があり、届出には期限があるため遅滞なく届けなければなりません。

このように要件を満たすか否かのポイントが複数ありますので、事前確定届出給与の支給を希望される際には、ぜひ担当者にお問い合わせください。

※より正確な内容は下記をご覧ください。
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5211.htm>



山形事務所
パートナー
公認会計士・税理士 広川 諭

2010 年新日本有限責任監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）入所。事業会社を中心に会計監査業務に従事。2017 年税理士法人あさひ会計に入所後は M & A 支援、株価算定・シミュレーション、財務デューデリジェンス、税務相談（組織再編、グループ法人税制）を担当。

賞与・退職金の「給与化」とは？ 制度見直しの実務ポイント

近年、人件費配分見直しの一環として、「賞与や退職金の給与化」を検討する企業が増えています。これは、賞与や退職時に支給していた金額の全部または一部を、毎月の給与として支給する仕組みに切り替えるものです。たとえば、賞与を廃止または減額して月給に上乗せする、将来の退職金相当額を「前払手当」として毎月支給する、といった方法です。

このような「給与化」の背景には、採用環境や働き方の変化があります。最近の働く人は、賞与や退職金といった後払い型の報酬よりも、毎月の給与として現在の可処分所得を重視する傾向があるとする見方があります。また企業側にとっても、賞与支給時の一時的な資金負担を軽減できることや、退職金の将来債務を圧縮できる点で、財務面の安定化につながるというメリットがあります。毎年大幅に上がっている最低賃金への対策、新規求人でも提示される初任給相場の上昇対策にもなります。そのほか、給与化実施の強い動機にはならないと思われませんが、収入補償的な公的給付（傷病手当金、出産手当金、雇用保険のいわゆる失業給付）は、給与月額をベースに給付額が算定されるため、受給額が結果的に増額となります。

一方で、給与化にはデメリットもあります。まずコスト面では、社会保険料や残業代の増加という影響があり得ます。給与として支払う賃金は標準報酬月額に反映され、会社・従業員双方の社会保険料負担が毎月増加します（ただし、社会保険料は賞与として支給する場合も保険率を乗じて徴収されます）。また、月額で支払われる基本給・手当は原則として割増賃金の算定基礎に含まれるため、残業時間が多い職場では人件費全体が想定以上に膨らむ可能性があります。

さらに、税務上の取扱いの違いも重要な論点です。賞与は給与所得として課税されますが、退職金は退職所得として分離課税され、退職所得控除等の優遇措置が設けられています。これに対し、給与化した場合は通常の給与所得として課税されるため、同じ原資であっても従業員の手取り額が減少する可能性があります。この点は、制度変更時に従業員の理解を得るうえで大きなポイントとなります。

制度運用の観点では、柔軟性の低下にも注意が必要

です。賞与は企業業績や個人評価に応じて支給額を調整できる「変動費」としての性格を持っていますが、給与は固定的な性格が強く、一度引き上げると容易には引き下げることができません。また、退職金は勤続年数に応じて増加する設計が一般的であり、長期勤続のインセンティブとして機能してきましたが、給与化によりその効果が弱まり、人材の定着に影響を及ぼすかもしれません。

加えて、賞与や退職金の減額・廃止を伴う場合は、労働条件の不利益変更と評価される可能性があります。特に退職金制度は、賃金の後払い的性格を有する重要な労働条件と位置付けられているため、廃止・減額は従業員のライフプランに影響を与える重要な変更です。年収水準の維持や増額を前提とした設計、十分な説明と同意の取得、経過措置の設定など、慎重なプロセスが求められます。

実務上は、全面的な給与化ではなく、バランスを考慮した制度設計が現実的です。たとえば、賞与の一部を給与に組み込みつつ、評価連動部分は賞与として残す「ハイブリッド型」や、退職金については確定拠出年金（DC）制度と前払手当を組み合わせる方法などが多く採用されています。これにより、従業員にとっての安定性と、企業にとっての柔軟性を両立させることが可能となります。

賞与・退職金の給与化は、単なる支給方法の変更にとどまらず、人件費構造や人材戦略、さらには企業の将来負担にも大きく影響する重要な制度改定です。導入にあたっては、コスト、税務、社会保険、法的リスク、そして従業員の納得性といった複数の観点を総合的に検討し、自社の実態と目指す報酬の支払い方に合った制度設計を行うことが求められます。



いまの社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士 今野佳世子

埼玉県内 3 か所の労働基準監督署にて労災認定・保険給付業務等に
従事。2008 年いまの社会保険労務士事務所を開業。2010 年特定社会保険労務士付記。



社会課題の解決と持続的成長（サステナビリティ）の両立に向けて、多くの企業がSDGs（持続可能な開発目標）に取り組んでいます。上場企業ではESG投資による資金調達を意識し、取り組み成果をアピールする場面も増えています。一方で中小企業においても、ブランドイメージ向上や優秀な人材の確保という点で一定の効果が見られています。

SDGsは、2000年9月から2015年までの期限付きだった「ミレニアム開発目標（MDGs）」の後継として、2015年9月に国連総会（国連）で採択されました。2030年までに達成すべき17の世界的目標と169の達成基準が示されています。

取り組み開始から10年が経過して残り5年となる現時点での達成状況はどのようになっているのでしょうか。

「持続可能な開発目標（SDGs）報告書 2025」によると、169の達成基準のうちデータを用いて評価できる139項目の達成状況は次の通りです。

- ◎ 順調または目標達成 25項目（18%）
- ◎ 緩やかに進捗 23項目（17%）
- ◎ わずかに進捗 43項目（31%）
- ◎ 停滞 23項目（17%）
- ◎ 後退 25項目（18%）

報告書は「努力は続いているが2030年の達成は極めて困難」と厳しい評価を示しています。また、冒頭では李軍華国連経済社会局次長が「今後5年間が、我々がこの難局に対応できるか、あるいはさらに後退してしまうかを決定づける。」と述べ、改めて決意を固めて行動を起こし成果を上げようと呼びかけています。最後はアントニオ・グテーレス国連事務総長の「SDGsの達成まであと5年しかない今、私たちは全力で取り組む必要がある。」の言葉で締めくくられています。

そのような中、早くも2030年に期限を迎えるSDGsの次を見据えた動きも見られます。当時の岸田総理大臣も出席した2024年9月の国連総会で開催された「未来サミット（Summit of the Future）」では、SDGsなど国連で合意された目標の達成や新たな課題に国際協調で対応していくことが確認され、平和と安全保障、持続可能な開発、気候変動、デジタル協力、人権、ジェンダー、若者と未来世代、グローバル・ガバナンスの変革など、幅広いテー

期限まであと5年 SDGsの現在地

マで56の行動を明記した「未来のための協定（Pact for the Future）」が採択されました。

一方、国内でも複数の大手企業・大学・団体が連携して「Well-being Initiative」を立ち上げ、SDGsに続く国際アジェンダの候補として「SWGs（Sustainable Well-being Goals）」を提案するなど、次の枠組み作りが始まっています。

こうした潮流を踏まえると、MDGs、SDGs、SWGsといった枠組みは、これからも時代の変化に合わせて形を変えながら登場し、企業はそのたびに何らかの対応に追われることになるでしょう。

しかし、枠組みが変化して、仮に2030年にSDGsという言葉が使われなくなったとしても「社会が持続していなければ自社の事業も立ち行かなくなる」という本質は、いつの時代も変わらないと言えます。

大切なのは、世界が提示した目標の「どれに当社が当てはまるか」ではなく、「自社は社会に対してどのような価値を提供する存在であるか」という視点です。その上で、自社の事業を見直し、地域の困りごとや顧客が抱える課題に目を向け、実際に役に立つこと。その積み重ねが、結果として自社の価値や信頼の向上につながるのではないのでしょうか。

（参考・出典）

●国際連合経済社会局「The Sustainable Development Goals Report 2025」

●国際連合広報センター「未来のための協定」を採択（2024年9月22日）

●「Well-being Initiative」<https://well-being.nikkei.com>



株式会社旭ブレインズ
コンサルタント 倉倉 徹

経営コンサルティング業務に従事。
中小企業診断士
情報処理安全確保支援士
（登録番号第001326号）

認定法改正後の 公益法人決算変更ポイント

3月決算法人において、今回が認定法改正後はじめての決算となりますので、改正内容と適用時期等を再度確認して進めましょう。

新しい会計基準（令和6年基準）は経過措置が設けられ、令和10年4月1日前に開始する事業年度までは「平成20年会計基準」の適用が可能となっています。今期はほとんどの法人が従来の会計基準を適用されていることと推測されます。

会計基準を従来同様としていても、制度上すでに適用が開始されている重要な部分をピックアップします。

【財務規律】

「中期的収支均衡」別表A(1)への記載事項について

収益事業等がない場合又は収益事業等の利益額の50%繰入の場合

0.前事業年度から繰り越した過去の黒字・赤字の確認
※施行日以降初年度のため記載なし。

- ・旧制度の未解消剰余金がある場合は解消内容を別表A(4)【旧制度における未解消の剰余金がある場合】に記載する。
 - ① 今期の年度欠損額と通算する。
 - ② 公益目的保有財産を取得にあてる。
 - ③ 公益充実資金として積立する。
※旧制度の剰余金であるため、用途は収支相償原則によるものとなる。

1.公益目的事業会計全体の当該事業年度の収支比較

- a)公益目的事業会計（一般正味財産）の当期経常増減額（収入－費用） ※旧制度の剰余金の加算はしない。（前年度までの剰余金は上記赤字で解消させる）
- b)公益目的保有財産一般正味財産であり公益充実資金取崩又は剰余金解消策により当期取得資産がある場合の減価償却費を△費用とする。（費用の二重計上回避のため）
- c)公益充実資金の取崩（公益目的保有財産の取得等部分除く）が収入、積立を費用
- d)収益事業から生じた利益の繰入額
管理費按分控除後の当期増減額の50%≥0
- e)その他事業から生じた利益の繰入額
管理費按分控除後の当期増減額の50%≥0
- f)上記a～eを合計し判定する。プラスの場合は年度剰余額、マイナスの場合は年度欠損額

2.年度剰余額/年度欠損額と残存剰余額/残存欠損額との通算

- ・年度剰余額がある場合
施行日以降初年度のため年度剰余額＝暫定残存剰余額
- ・年度欠損額がある場合
年度欠損額－旧制度の未解消剰余金＝残存欠損額

3.暫定残存剰余額又は残存剰余額の解消と確認

- ・公益充実資金の積立はステップ1(c)に。それ以外(公益目的保有財産の取得等、翌事業年度繰越)の確認
 - ① 公益目的保有財産の取得等（当年度）
 - ② 災害等による借入で元本返済した場合（行政庁確認を受けたもの）



- ③その他行政庁の確認を受けた場合
- ④翌事業年度に繰り越す。（5年間で解消）

※別表A(2) 収益事業等の利益額の50%繰入の場合は別計算になる。（省略）

「公益目的事業比率」別表Bについては従来同様の記載。

「使途不特定財産額の保有制限」

- ・使途不特定財産額が、1年分の公益目的事業相当額を超えていないか。
- ◎貸借対照表の資産－負債－控除対象財産＋対応負債＝使途不特定財産額＜1年分の公益目的事業費相当額※
※原則は(1)前年度までの過去5年間の平均額。特例として、(2)当該事業年度又は前事業年度の数値を基礎として算定可能。（ただし事情を記載した書類の開示が必要）

- ・指定寄附資金から生じた果実(利息・配当)については、会計基準の経過措置利用期間中、会計処理の如何(指定正味財産へ積増し)によらず、控除対象財産として指定寄附資金に含めることができない。
(すでに積立済の過年度分は引き続き指定寄附資金区分として控除可能)

【特定資産と公益充実資金】

- ・改正により、従前の「特定費用準備資金・資産取得資金(公益目的事業)」は廃止、制度上「公益充実資金」となる。
※収益事業等及び法人会計の同資金は、従前より変更なし
- ・公益充実資金に該当する「特定費用準備資金・資産取得資金(公益目的事業)」がある場合、特定資産(当初の目的限定)又は公益充実資金(資金流用が可能)いずれかにするか法人で機関決定することができる。（経過期間中）
- ・財産目録への記載
公益目的保有財産、公益充実資金、公益事業以外の(特定費用準備資金、資産取得資金)、不可欠特定資産がある場合、その旨を使用目的等の欄に記載する。

【使途指定のある寄附財産から生じる運用益】

- ・使途指定のある財産から生じる運用益については、寄付受け入れ財産そのものではないため一般正味財産の部に計上する。
- ・上記運用益を特定資産に計上する場合は、機関決定の上、公益充実資金(財源が一般正味財産)としての保有となる。

◎「制度改正解説資料（令和7年5月15日版）公益法人インフォメーション」を加工して作成しています。

★国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト公益法人information (koeki-info.go.jp)



山形事務所 審査部
海谷 浩美

公益法人アドバイザーとして、主に公益法人を担当。会計のサポートだけではなく、公益法人の設立支援などにも携わる。

Focus

既存産業 × 新技術シーズで価値を創造する

株式会社 XMAT は、東北大学発のベンチャー企業として、既存産業と新技術シーズを掛け合わせた価値創出に取り組んでいます。自社技術の研究開発に加え、受託開発にも対応しており、インフラ点検分野を中心に、XR、画像解析、センシング等のソフトウェア開発だけでなく、点検ロボットや産業機械、各種デバイスの設計・試作・評価まで対応しております。

XMAT
Cross-material

株式会社 XMAT(クロスマテリアル)
https://xmatcorp.com/
宮城県仙台市青葉区一番町 1-15-9
TEL.022-765-6109

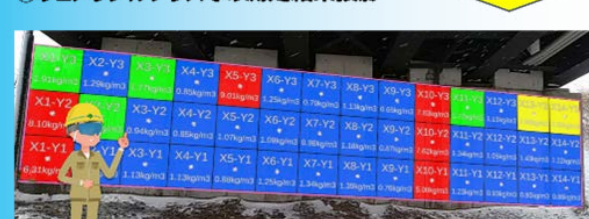


当社では、インフラ分野の DX を支える技術として、非破壊検査と拡張現実を組み合わせた点検データ可視化技術と、360°カメラ映像等を活用して高精細な 3D 空間を生成するガウシアンブラッキング技術の 2 つを柱に展開しています。

①非破壊検査でのコンクリート表面塩分測定



②ウェアラブルグラスでの測定結果投影



前者^{*}は、コンクリート表面に設定した座標情報と計測値を連携させ、現場で取得したデータをその場で電子化・可視化できる点に特長



があります。蛍光 X 線分析計などによる非破壊検査データを重ね合わせて表示することで、従来は紙資料や個別記録に分散しがちだった情報を一元的に把握しやすくなります。さらに、2D ヒートマップや 3D カラータイルといった AR 情報として点検データを見える化することで、劣化の分布や重点対策箇所を直感的に把握でき、補修範囲の明確化を通じてメンテナンスコストの最適化にも寄与します。

後者のガウシアンブラッキング技術は、橋梁等の複雑な構造物を PC 等のデバイス上から写実性の高い 3D モデルとして表現できる点が強みです。図面や写真だけでは伝わりにくい形状や空間的な広がりや、あたかも現場にいるかのような感覚で把握しやすく、現地調査計画の立案、遠隔での状況確認、関係者間の情報共有や合意形成に有効です。発注者、点検事業者、補修事業者が同じ空間情報を基に協議しやすくなることで、業務の効率化にもつながります。今後は、これら 2 つの異なる技術シーズを融合し、高精細な 3D 空間上に各種点検・診断データを重ねて扱うことで、現場状況の把握から補修判断、維持管理計画までを一体的に支援する、より高付加価値なソリューションの実現を目指しています。

※国土交通省 NETIS(登録番号: TH-220006)

※国土交通省点検支援技術性能カタログ(技術番号 BR020043-V0125)

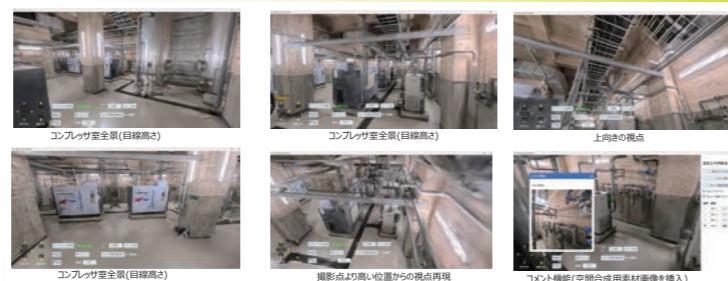
※経済産業省 TOHOKU DX 大賞 2023 製品・サービス部門 最優秀賞(東北経済産業局長賞)



垂直方向への視点移動イメージ



水平方向(左方向)への視点移動イメージ+視点回転イメージ



コンクリート安全区(目録高さ)

コンクリート安全区(目録高さ)

上向き視点

コンクリート安全区(目録高さ)

撮影点より低い位置からの視点再現

コンクリート(空筒合成用素材挿入)

DIS × Microsoft Agent Cup in KANSAI 特別賞受賞!

《Agent CUP》

ダイワボウ情報システム (DIS) と日本マイクロソフトが主催する、パートナー企業を対象とした技術コンテスト。参加企業は、Microsoft のローコード開発ツール「Copilot Studio」を用いて実際に稼働する独自の AI エージェントを構築し、そのアイデアの独創性やビジネスへの貢献度、実装力などを競い合う場として開催されています。

ASAHI Accounting Robot 研究所は、2026 年 2 月 18 日 (水) に開催された「Agent CUP in KANSAI」において、Microsoft 365 の運用業務と管理の効率化を目的とした AI エージェント提案が高く評価され、特別賞を受賞いたしましたので、お知らせいたします。

エージェント名/「メッセージセンターのことなら俺に聞け」

本 AI エージェントは、Microsoft 365 管理センターの「メッセージセンター」に投稿される重要通知を効率的に管理・活用するための専用 AI として開発しました。

サービス変更、新機能、計画メンテナンスなどの通知を Microsoft Dataverse に蓄積し、管理者が自然言語・多言語で必要な情報を即座に抽出・検索できる環境を提供します。

メッセージ ID、影響範囲、対象サービス、公開日などのメタデータも保持できるようにしたことで、

◎管理者の「探す・読む・整理する」手間を削減

◎重要通知の見落とし防止

◎Microsoft 365 管理業務に不慣れな担当者でも扱え、属人化しがちな「通知読み解き業務」を標準化などを支援します。

私達はこれからも、「誰もが RPA や AI を身近に活用し、自らアプリを開発出来る時代」の実現に向けて、Microsoft Power Platform を中心したサービスの普及、活用を積極的に推進してまいります。



受賞ロボ研メンバー/左から Yama(山田)、Yoh(榎)、Sasami(川合)、Jupiter(佐々木)

再び“知覧”

公認会計士・税理士 **山近 健一**



所員の研修旅行を17年ぶりに再び特攻の町“知覧”に決めた。17年前、戦闘機を背に出撃を前にした若者たちの屈託のない笑顔の写真をみて衝撃を受けた。たった一つしかない「命」を、たった一度しかない「人生」を20歳前後で散らしてしまうというのに、彼らの崇高なまでの笑顔は一体何なのだ。「俺たちが死んで日本を守る」という。国を思い、家族を思い、誇りを胸に飛び立った彼らの心に去来したものは何だったのだろうかという命題を解き明かしたく、所員の研修旅行を前に山近義幸氏の「知覧研修」に参加してきた。

山近氏の「知覧研修」は特攻隊員の遺書を読んだり、特攻隊の母と慕われた鳥濱トメさんの宿に宿泊したり、戦跡を巡り歴史に触れながら五感で学ぶ体験型研修だ。その中で「命の尊厳」「家族や仲間への感謝」「自分の生き方を見つめなおす」「歴史の本質に触れる」など自分の心と向き合う時間を中心とした、累計8000名にのぼる人たちが参加し高い評価を得ているプログラムだ。

歴史を学ぶことは、「今どう生きるのか」を考えることだという。平和とは何か、命とは何か、自分の使命とは何か、と心に迫ってくる。

硫黄島玉砕に際し、市丸利之助海軍中将がルーズベルト宛に書いた遺書がある。書簡は原本と英訳した2通があり、それぞれを将校に持たせて突撃させ、その遺体から米軍が発見し、アメリカで新聞に掲載されたとされる。要点は以下の通りだ。

- ・日本は望んで戦争を始めたのではなく、列強の圧迫に追い詰められた。(油も食料も封鎖された)
- ・白人が世界を独占し、有色人種を支配している。
- ・日本の戦争目的は「アジア解放」であり、世界平和に資するものだ。

特攻隊員たちも、日本民族がまさに滅びんとするときに身をもってこれを防ごうとしたのだと思う。家族や祖国、そして未来を守るために戦うと

いう運命から逃げずに自分の役割を考え行動したのだろう。そして、米軍の本土上陸を遅らせ、子供たちが疎開する時間を稼ぎ、米軍に本土上陸の困難さを思い知らせたのだろう。敗戦を経て日本が今でも存在するのは奇跡かもしれないのだ。

戦後、特攻隊に対しては諸外国から様々な論評がある。しかし、英国のジャーナリストであるリチャード・オネール氏が言うように「特攻隊は、敗戦に際して民族の誇りを失うことなく、戦後日本の偉大なる復興の原動力になった」との見方もある。

1945年9月27日、終戦から1ヶ月半後に昭和天皇がマッカーサーを訪問した際の写真は象徴的だ。天皇陛下は正式礼装で直立不動の姿勢、緊張した様子だ。対するマッカーサーは開襟シャツで手にはパイプ、もう一方の手はポケットに入れリラックスしている。マッカーサーは天皇陛下が命乞いに来たのだらうと思っていたという。しかし、マッカーサー回想録によればその後の会談で昭和天皇は「戦争の責任はすべて私にある。国民を救うためには、どのような処分も受ける覚悟で来た。国民の生活を守るため、連合国の援助をお願いしたい」と述べる。マッカーサーは天皇の「責任を一身に負う」という姿勢に強く感銘を受け、会見後、予定を変えて玄関まで見送ったという。以後、マッカーサーは天皇の地位の維持に大きく傾くことになる。

天皇の「自分の命に代えても国民を守る」という姿勢は、命を懸けて故郷や日本の未来を守るという自分の役目、自分の使命を達観し、超越した特攻隊員の崇高な笑顔に繋がっているのではないかと思うのである。

今回の山近氏の「知覧研修」を受け、「命とは何か」「自分の使命とは何か」を考えさせられた。残り少なくなった命を一日一日無駄にせず、必要と思うことに精一杯羽ばたかせようと思う。そして、関わった人たちに感謝し、自分の専門分野で社会の発展のために貢献しようと思う。

SEMINAR

あさひ会計ホームページのWhat's New「セミナー情報」をご覧ください。
会場◆【山形】あさひ会計山形事務所 【仙台】あさひ会計仙台事務所

仕事や職場へのモチベーションを高める！
『若手社員研修』

参加費：1名様 税込27,500円(昼食代込)

※詳細は、同封のチラシをご確認ください。



「仕事に対して、積極的に、自主的に取り組んでほしい」
「チームの中で、そろそろリーダーシップを発揮してほしい」
「後輩や新入社員にとって、良い手本となるような行動をしてほしい」
「日常の仕事に加え、会社の課題にも積極的に取り組んでほしい」
…そんな経営者の皆様の期待を実現するために。
入社して約3年～5年目の若手社員を対象とした研修プログラムです。

※1社のみでの個別研修も実施可能です。お気軽にお問合せください。

◎プログラム概要：

- ・オリエンテーション
- ・自社の社員の理想像
- ・入社後の出来事を考える
- ・行動や考え方の基本確認
- ・自分の人生を想像する
- ・レジリエンス

【山形】◆定員：28名
6月11日(木)・25日(木)の2日間
(1日目と2日目の間に2週の間隔があります)
◆時間：両日とも 9:30～16:30



『成長戦略・事業承継 個別相談会』

参加費：無料

現在の悩み・課題に応える手法として「M&A」を検討してみませんか。
M&A・事業承継に詳しい税理士・コンサルタントが個別にご相談承ります。



◎各会場先着5組様限定、完全予約制 ※Zoomを利用したWEB形式の面談も可能です。

【山形】 4月8日(水) 5月13日(水)
【仙台】 4月10日(金) 5月14日(木)
◆時間：各会場共通 ①9:00 ②10:30 ③13:00 ④14:30 ⑤16:00
共催/日本M&Aセンター

『相続個別相談会』

参加費：無料

「相続のことで家族でもめたくない」、「相続税がどのくらいかかるか不安」、「子どもや孫に財産を残してあげたい」、など、相続の悩みを個別相談会として無料にて相談をお受けします。



◎ご相談は、相続人の方、または遺言書を検討されている方とそのご親族様に限定させていただいております。

【山形】 ☎0120-652-144 山形相続サポートセンター
【仙台】 ☎0120-954-883 宮城相続サポートセンター
◆開催日時：各会場共通
4月16日(木) 5月21日(木)
*1回目/10:00～ *2回目/14:00～ いずれも1時間程度

事務スタッフ向け『自動化・デジタル化セミナー』

参加費：無料

「明日からできる、地に足がついたデジタル・自動化」をご紹介します。
元事務職だった講師が、業務目線で方法や事例をお伝えしていきます。



講師：カスタマーエクスペリエンス 大沢 明日香 Microsoft MVP

- ◎プログラム
- ・Microsoftの自動化、デジタルツールのご紹介
- ・活用事例
- ・操作実演
- ・当社サポートメニューのご紹介

【Webセミナー/Teams】
Power Automate for desktop 編 Power Automate 編
4月21日(火) 5月26日(火) ◆時間：15:00～16:00 ◆定員：30名

※このセミナーは、Power Automate for desktop・Power Automate・Power Appsを月替わりで取り上げています。詳しくは、ロゴ研HPをご覧ください。



株式会社 XMAT (P7 参照)

Beyond vol.64

2026 年 4 月 発行

発行元/あさひ総研

山形 〒990-0034 山形市東原町 2-1-27
TEL : 023-631-6521

仙台 〒980-0804 仙台市青葉区大町 1-1-30
新仙台ビルディング 4F
TEL : 022-262-4554

<https://asahi.gr.jp>